

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施	(防災消防課)	四九
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(生活振興課)	五〇
○北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲の一部改正	(道立病院管理室)	五二
○と畜場番号の指定の一部改正	(食品衛生課)	五二
○農業委員会が行う交換分合計画の認可(二件)	(農地調整課)	五二
○土地改良区の役員の住所変更の届出	(土地改良指導課)	五二
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定	(土地改良指導課)	五三
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	五三
○土地改良事業の工事の完了の届出	(土地改良指導課)	五三
○漁獲共済に係る規約についての同意の確認	(水産経営課)	五三
○特定第二号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認	(水産経営課)	五三
○区域内特定養殖業者に係る共済契約の締結についての同意の確認	(水産経営課)	五三
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	五三
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	五四
○一般競争入札の実施	(建設情報課)	五四
○道路の供用の開始	(道路整備課)	五五
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路整備課)	五五
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園下水道課)	五六
公 表		
○北海道苦情審査委員の活動状況	(道民相談センター)	五七
○地域森林計画の変更	(森林計画課)	五八
道立北見病院告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		五八
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る入札の公告		五八

○一般競争入札の実施に関する公告

六〇

告 示

北海道告示第1628号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、消防用設備等の工事又は整備に関する講習(以下「消防設備士講習」という。)を次のとおり実施する。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

- 開催地及び講習区分
開催地 講習区分
札幌市 全種類(消防設備、警報設備、避難設備・消火器)
函館市 警報設備及び避難設備・消火器
旭川市 消防設備及び警報設備
室蘭市 警報設備及び避難設備・消火器
釧路市 警報設備及び避難設備・消火器
帯広市 消防設備及び警報設備
北見市 警報設備及び避難設備・消火器
苫小牧市 消防設備及び警報設備
- 受講講習対象者
次の各号のいずれかに該当する者
(1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者で、消防設備士講習を受けたことのないもの
(2) 消防設備士講習を受けたことのある者で、当該講習を受けた日から5年以内のもの
(3) 受講申請書の受付期間 平成14年12月2日(月)から16日(月)まで(郵送の場合
は、12月16日までの消印のあるもの限り受け付ける。)
- 講習の開催日時及び会場
- 講習の内容
(1) 消防用設備等関係法令に関する事項 2時間
(2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 4時間
(3) 防火に関する他法令等に関する事項 1時間
- 受講手数料 講習区分ごとに7,000円(北海道収入証紙により納入すること。)
- 受講申請書の送付先 郵便番号 060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目2番2号 札幌センタービル 12階 社団法人北海道消防設備協

会（電話番号 011-205-5951）

- 8 そ の 他
- (1) 受講申請書は、各消防本部、各支庁地域政策部地域政策課、北海道総務部防災消防課又は社団法人北海道消防設備協会に請求すること。
- (2) 受講申請書提出後の受講地の変更は、認めない。

北海道告示第1629号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成14年8月27日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 地域福祉支援センターみず紀
- (3) 代表者の氏名 仁司 博
- (4) 主たる事務所の所在地 函館市松蔭町21番19号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は函館市及び周辺地域の高齢者に対して、保健・医療又は福祉の増進に係わる活動を行い、楽しい老後を元気で過ごすためのきめ細かいサービスを提供することをもって、福祉で地域社会に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成14年9月2日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 たのしび
- (3) 代表者の氏名 三浦 睦子
- (4) 主たる事務所の所在地 旭川市豊岡8条6丁目1番2号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者やその家族、障害を持っている人等の手助けを必要とする人々に対して、一人一人が人間として自分らしく、豊かに自立した在宅生活ができる介護支援に関する事業を行い、すべての人々が健康やかに楽しい日々を過ごせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成14年9月5日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 生きがいセンター
- (3) 代表者の氏名 山本 俊隆

- (4) 主たる事務所の所在地

札幌市豊平区美園10条7丁目2番7号
A&Cビル3階

- (5) 定款に記載された目的
- 本会は、本格的な高齢化社会に向けて、年齢にとらわれることなく自らの責任と能力において自由で明るく生き生きとした生活を送ることが必要と考え、同じ思いを共有する同志と共に福祉・介護保険等の事業を行い、福祉・介護の増進を始め社会教育の推進と共に、親子や高齢者と共に福祉村での生活体験や無農薬による野菜の栽培を通して環境の事を考え、生きがいセンターを地域住民に開放しまちづくりへの参画等広く公益に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成14年9月5日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 七条保育所
- (3) 代表者の氏名 湯浅眞起子
- (4) 主たる事務所の所在地 岩見沢市7条西4丁目5番地
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、子どもが暖かい家庭的な雰囲気の中で、心と体の両方で生活の基本を学び、自由で豊かなイメージを持てるよう、自然の素材や人とのふれ合いを大切にした保育を行うとともに、地域での子育て支援や子どもの教育に関わる研究などを行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日 平成14年9月6日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道総合福祉研究センターおたる事業部
- (3) 代表者の氏名 平 祥子
- (4) 主たる事務所の所在地 小樽市朝里川温泉1丁目306番地39
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、社会福祉の専門家たちにより、さまざまな社会福祉サービスを画一的ではなく、利用者個々のニーズに沿って提供し、老いても障害を持っても、人間として尊重し、健全な自立生活の維持促進を支援し続けることを目的とする。

- 6(1) 申請のあった年月日 平成14年9月9日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 ピアソン会

7(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	平成14年9月9日 小樽・朝里のまちづくりの会 中 一夫 小樽市新光4丁目1番16号 この法人は、地域のお祭りや芸能文化・スポーツ行事・まちの美化清掃や川の保全などの自然保護活動といった様々な地域活動を通して、地域に暮らす人たちの心と力を結集し、豊かな地域社会の発展と社会環境整備に寄与することを目的とする。	水津 仁郎 北見市幸町7丁目4番28号 この法人は、北見市が保存する「ピアンソ記念館」とその前庭の保存・利用・活用に関する事業を行うほか、ピアンソ夫妻の業績の保存・利用・活用・研究を志す人達とのコミュニケーションの促進やネットワーク化に関する事業、地域の歴史の実態調査及び研究、また建築設計者のヴォーリス氏に関する建築遺産の保存・利用・活用方法の研究、さらにこれらに関する情報・記録の収集、保存及び提供に関する事業を通じて、文化振興の発展及び地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。
	平成14年9月9日 申請のあった年月日 特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地 定款に記載された目的	この法人は、高齢者や障害者及びその家族が、各々の地域で快適に生き活きたした生活をおくることができるよう、地域リハビリテーションの理念に基づき、様々な支援事業を展開することを目的とする。
	平成14年9月12日 申請のあった年月日 特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地 定款に記載された目的	この法人は、少子・高齢化対策の一環として、子供を持つ女性が気軽に働けるような環境づくりを通じて子供の健全育成及び女性の社会参加促進を図るとともに高齢者の生きがい対策としては、一般雇用にはなじまないが、働く高齢者がその経験と能力を生かしつつ、働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ていく
	平成14年9月13日 申請のあった年月日 特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地	この法人は、少子・高齢化対策の一環として、子供を持つ女性が気軽に働けるような環境づくりを通じて子供の健全育成及び女性の社会参加促進を図るとともに高齢者の生きがい対策としては、一般雇用にはなじまないが、働く高齢者がその経験と能力を生かしつつ、働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ていく
	平成14年9月27日 申請のあった年月日 特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 主たる事務所の所在地 定款に記載された目的	この法人は、少子・高齢化対策の一環として、子供を持つ女性が気軽に働けるような環境づくりを通じて子供の健全育成及び女性の社会参加促進を図るとともに高齢者の生きがい対策としては、一般雇用にはなじまないが、働く高齢者がその経験と能力を生かしつつ、働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ていく

機会を確保して、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

- 13(1) 申請のあった年月日
(2) 特定非営利活動法人の名称
(3) 代表者の氏名
(4) 主たる事務所の所在地
(5) 定款に記載された目的

平成14年9月30日
北海道21プロデュース
皆川 昌宏
札幌市東区伏古9条2丁目3番22号

この法人は、北海道および札幌市において、青少年や若者の社会教育や健全育成教育の振興に努めるべく、地域教育プログラムや自由教育プログラムを展開するもので、青少年や若者の人間形成において、人間的心を育む教育、個性や特技を引き出し伸張させる教育、自ら考え創造し積極的に活動できる人間に育てる教育の実践を目的とする。また、青少年や若者を中心とした文化・芸術・スポーツ・職業体験・野外活動による健全育成教育およびまちづくりやイベントの運営、情報を通じた社会活動と教育、国際交流および国際教育、青少年の起業家育成教育やインターネット上および職業実務や技能レッスンを通じた人材育成教育を目的とする。さらには、青少年や若者が関わることのできる市民活動や市民事業をプロデュースし、また、コミュニティビジネス等の起業環境を整え支援し、実際に多くの者が参加したり関わったり、取り組むことのできる環境作りとそのサポート体制作りに努めることを目的とする。

北海道告示第1630号

昭和62年北海道告示第1446号（北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲）の一部を次のように改正することとし、平成14年10月21日から施行する。

平成14年10月11日

出納取扱金融機関の表株式会社北洋銀行の項中「網走中央支店」を「網走支店」に、「紋別中央支店」を「紋別支店」に改める。

北海道告示第1631号

平成11年北海道告示第814号（と畜場番号の指定）の一部を次のように改正する。
平成14年10月11日

渡島保健所の項中

「道南雪印食肉株式会社

茅部郡森町字畑川121番地の1
道南雪印食肉株式会社を

「株式会社ムッターハム函館工場

茅部郡森町字畑川121番地の1
株式会社ムッターハムに改める。

北海道告示第1632号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、次の地区において定められた農用地等の交換分合計画を認可した。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

交換分合計画を定めた農業委員会
上士幌町農業委員会
鹿追町農業委員会
清水町農業委員会
帯広市農業委員会
地区名
北居辺第2
幌内
美蔓
富士

北海道告示第1633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、別海町農業委員会が定めた春日地区及び菊水東部地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、渡島平野土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

理事・氏名
住
変
更
前
変
更
後

理 事 櫻井 民夫 亀田郡七飯町字大川1363番地 亀田郡七飯町大川110丁目363番地1

北海道告示第1635号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、門別町土地改良区が新たにを行う土地改良 (庫富地区ア1ヌ農林漁業対策 (農業用排水)) 事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道日高支庁に備え置いて、平成14年10月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1636号

道営土地改良 (士幌西地区農地保全整備 (農地保全)) 事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成14年10月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1637号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成14年10月11日

事業主体名	地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
倶知安町	出雲	農道整備 (普通農道)	平成13.12.11
ニセコ町	近藤	土地改良総合整備 [一般型]	同 13.12.27
同	同	同 (農道)	同 13.12.14
同	同	同 (暗きよ)	同 11.12.24
同	同	同 (客土)	同 13.10.31
倶知安土地改良区	倶知安琴平	基盤整備促進 [基盤整備] (農業用排水)	同 13.10.31

北海道告示第1638号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第105条の2第3項の規定による届出があったの

て、次の加入区に係る特定第1号漁業者の規約の設定について、同条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

こんぶをとる漁業
加入区 根室、齒舞及び落石

北海道告示第1639号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

区 域 区 分
吉岡 中型ほっけまき網漁業
上ノ国 小型すけとうだら漁業
羅 白 同

北海道告示第1640号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認める。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

こんぶ養殖業
小島、松前、大沢、吉岡、福島、知内、木古内、当別、茂辺地、函館、根崎、宇賀、銭亀沢、石崎、小安、戸井西部、東戸井、日浦、尻内、古武井、恵山、榎法華、木直、尾札部、川汲、安浦、白尻、大船、鹿部、羅臼、船泊、香深、簗泊、鬼脇、仙法志及び沓形
わかめ養殖業
はたて貝養殖業
茂辺地及び石崎
榎法華

北海道告示第1641号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年10月11日

1 保安林の所在場所 標津郡中標津町字養老牛486の1・493の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1642号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成14年10月11日 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 常呂郡訓子府町字柏丘239（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解除の理由 農道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 常呂郡佐呂間町字大成57（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解除の理由 排水路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
3(1) 解除に係る保安林の所在場所 厚岸郡浜中町大字後静村字円朱別原野350の127（次の図に示す部分に限る。）、350の201 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1643号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年10月11日 1 入札に付する事項 北海道知事 堀 達 也 (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量（1月当たりの単価） 企業情報受信用として使用するサーバー、ソフトウェア、周辺機器 一式 (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 借上期間 平成14年11月19日から平成15年3月31日まで。 ただし、予算の範囲内で平成18年2月14日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納入場所 建設部建設管理室建設情報課内 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明したものであること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明したものであること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成14年10月11日から18日まで	

イ	申請の方法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ	申請書類の提出先	郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理室建設情報課 電話番号 011－231－4111 内線 29－716
(2)	審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
4	契約条項を示す場所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理室建設情報課
5	入札執行の場所及び日時	(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階建設部会議室 (2) 入 札 日 時 平成14年10月31日 (木) 午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
6	入 札 保 証 金	入札保証金は免除する。
7	入札説明書の交付に関する事項	(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理室建設情報課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
8	落札者の決定方法	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格 (単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。
9	契約書作成の要否	
10	そ の 他	(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たり契約金額 (一式分) の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道建設部建設管理室建設情報課

イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1644号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月11日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事 堀 達 也
道道 豊丘余市停車場線	余市郡余市町豊丘町88番1地先から 余市郡余市町沢町272番1地先まで	平成14.10.21

北海道告示第1645号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

路 線 名 区	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
美 深 中 頓 別 線	枝幸郡歌登町西歌登宗谷森林管理署205林班や小班地先から 枝幸郡歌登町西歌登宗谷森林管理署205林班や小班地先まで	前	98.60mから 245.00mまで	134.82m	—	北海道稚内土木現業所
		後	98.60mから 245.00mまで	134.82m	—	
		前	21.60mから 31.60mまで	242.66m	—	同
		後	27.60mから 37.60mまで	242.66m	—	
利尻富士利尻線	利尻郡利尻富士町鷲泊字富士野47番2地先から 利尻郡利尻富士町鷲泊字富士野65番1地先まで	前				
		後				

北海道告示第1646号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 施行者の名称

伊達市
- 2(2) 都市計画事業の種類及び名称

室蘭圏都市計画下水道事業伊達公共下水道
- 3(3) 事業の施行期間

昭和50年2月22日から平成21年3月31日まで
- 4(4) 事業地

変更なし
- イ 収用の部分

昭和50年北海道告示第459号、昭和50年北海道告示第3714号、昭和53年北海道告示第2705号、昭和56年北海道告示第461号、昭和59年北海道告示第1058号、昭和63年北海道告示第1505号、平成2年北海道告示第972号、平成5年北海道告示第1909号、平成8年北海道告示第1864号、平成10年北海道告示第363号及び平成12年北海道告示第1736号の事業地のうち伊達市南稀府町地内の一部において事業地を加える。

- 2(1) 施行者の名称

七飯町
- 2(2) 都市計画事業の種類及び名称

函館圏都市計画下水道事業七飯公共下水道
- 3(3) 事業の施行期間

昭和56年1月20日から平成21年3月31日まで
- 4(4) 事業地

変更なし

イ 使用の部分

昭和59年北海道告示第1997号、平成元年度北海道告示第1727号、平成2年北海道告示第1524号、平成4年北海道告示第776号、平成7年北海道告示第1293号及び平成11年北海道告示第455号の事業地のうち亀田郡七飯町大川110丁目及び大川111丁目を加え、亀田郡七飯町字桜町、字本町、字鳴川町、字大中山、大川6丁目及び大川9丁目地内において事業地を変更する。

- 3(1) 施行者の名称

上磯町
- 2(2) 都市計画事業の種類及び名称

函館圏都市計画下水道事業上磯公共下水道

昭和56年1月20日から平成21年3月31日まで

- 3(3) 事業の施行期間

昭和56年1月20日から平成21年3月31日まで
- 4(4) 事業地

変更なし
- イ 収用の部分

昭和53年北海道告示第3505号、昭和56年北海道告示第564号、平成2年北海道告示第412号、平成4年北海道告示第776号、平成5年北海道告示第1196号、平成7年北海道告示第1293号及び平成11年北海道告示第455号の事業地に上磯郡上磯町字迫分、字大工川、字押上、字中野、字清川、字野崎、字添山及び字桜岱を加え、上磯郡上磯町迫分4丁目、久根別3丁目、久根別5丁目、中野通3丁目、字中野通、大工川2丁目、押上1丁目及び押上2丁目地内において事業地を変更する。

- 4(1) 施行者の名称

大野町

(2) 都市計画事業の種類及び名称	函館圏都市計画下水道事業大野公共下水道
(3) 事業の施行期間	昭和58年10月3日から平成21年3月31日まで
(4) 事業地	
ア 収用の部分	変更なし
イ 使用の部分	昭和58年北海道告示第1905号、平成4年北海道告示第1266号、平成6年北海道告示第372号、平成8年北海道告示第525号及び平成11年北海道告示第455号の事業地のうち亀田郡大野町字開発及び字清水川地内において事業地を変更する。
公 表	

北海道苦情審査委員会に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第18条第2項の規定により、平成14年7月1日から9月30日までの北海道苦情審査委員の活動状況を次のとおり公表する。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

1 苦情申立ての状況

苦情申立ては9件となり、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況（単位：件、人）

対 象 機 関	苦情件数	申 立 人	
		個 人	法人等
知 事	8	6	2
総 務 部	0	0	0
総 合 企 画 部	0	0	0
環 境 生 活 部	2	2	0
保 健 福 祉 部	1	1	0
経 済 部	0	0	0
農 政 部	3	1	2
水 産 林 務 部	0	0	0
建 設 部	2	2	0
出 納 局	0	0	0

教 育 委 員 会	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0
小 計	8	6	2
道 の 機 関 以 外	1	1	0
合 計	9	7	2

(注) 知事部局の所管部（局）別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立	事 項
環 境 生 活 部	2		産業廃棄物の投棄について
			障害者の交通介助について
保 健 福 祉 部	1		大麻取扱者免許について
農 政 部	3		離農者に対する助成について
			農業協同組合に対する道の対応について
			家畜伝染病の患畜の取扱い等について
建 設 部	2		道営住宅の入居について
			道道拡幅工事について
道 の 機 関 外	1		国民年金について
合 計	9		

2 苦情申立ての処理状況

苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区	分	
	件 数	
	審 査 を 終 え た 事 案	3

申立てに 対する処 理の状況	審 査 を し な い 事 案	1
	審 査 を 行 っ て い る 事 案	5
	審 査 を 中 止 し た 事 案	0
	制度の対象外となった事案	1
	内容を検討している事案	4
合 計		14

※今回の処理件数には、前回の公表において審査検討中の申立ての5件が含まれている。

- 3 苦情審査結果の内訳
審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表 4 審査の結果

審査結果 の内訳	区 分		件 数
	申立ての趣旨に沿ったもの		0
	申立ての趣旨に一部沿ったもの		1
	道の機関の行為に不備がないもの		2
	合 計		3

- 4 勧告及び意見表明の状況
勧告及び意見表明したものはなかった。

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、平成14年9月27日付けで、後志胆振、石狩空知、上川北部、宗谷、網走東部及び十勝の6森林計画区に係る地域森林計画の変更計画を別冊のとおり決定した。

「別冊」は省略し、その別冊は、北海道水産林務部森林計画課、関係支庁経済部林務課、関係森づくりセンター、関係森づくりセンター該当事務所、関係森づくりセンター該当分室において一般の縦覧に供する。

平成14年10月11日

北海道知事 堀 達 也

道立北見病院告示

北海道立北見病院告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年10月11日

北海道立北見病院長 山口 保

- 落札に係る物品等の名称及び数量
人工腎臓装置 透析監視装置 一式
- 落札を決定した日
平成14年9月19日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社自治体病院共済会
(2) 住 所 東京都千代田区紀尾井町3番27号
- 落札金額
40,700,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公示
平成14年北海道立北見病院告示第3号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立北見病院庶務課
(2) 所在地 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号

調 達 本 部 告 示

北海道警察本部告示第177号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年10月11日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
オンラインシステム用端末装置の賃貸借 819式（1月当たりの単価）
- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- 契 約 期 間 平成15年1月6日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年1月5日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。 ア 申 請 の 時 期 平成14年10月11日から11月6日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011－251－0110 内線 2236 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011－251－0110 内線 2236 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部 1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060－8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課） (2) 入 札 日 時 平成14年11月20日 午前11時（郵送による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目		北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011－251－0110 内線 2236 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 10 そ の 他 (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011－251－0110 内線 2236 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A. The nature and quantity of products to be procured : Personal Computer for Online System 819 sets B. Bid tendering time and date : 11:00 A. M., November 20, 2002 C. For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo.	
--	--	---	--

Hokkaido, 060-8520 Japan, Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

北海道警察本部告示第 178 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年10月11日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 1 入札に付する事項
調達をする賃借物品の名称及び数量
登録データ作成用端末装置 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成14年12月 1 日から平成15年 3 月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年11月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 調達をする賃借物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。
- ア 申 請 の 時 期 平成14年10月11日から22日まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110 内線 2236
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目

- 北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110 内線 2236
- 5 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部 1 階入札会場
 - (2) 入 札 日 時 平成14年10月28日 午前9時30分
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
 - 6 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。
 - 7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110 内線 2236
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 - 8 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は、認めない。
 - 9 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和55年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
 - 10 契約書作成の要否
 - 11 そ の 他
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

平成十四年十月十一日

金曜日

六二

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道
プ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課